

## 2 一般社団法人北海道建築士事務所協会規則

	昭和59年 6月27日
改正	昭和61年 4月 1日
〃	昭和63年 6月17日
〃	平成 8年 2月27日
〃	平成12年 2月27日
〃	平成13年 3月 9日
〃	平成13年12月26日
〃	平成16年 3月12日
〃	平成17年12月16日
〃	平成20年 3月13日
〃	平成20年12月12日
〃	平成21年12月11日
〃	平成22年 3月12日
〃	平成23年12月 9日
〃	平成24年 3月16日
〃	平成24年 9月27日
〃	平成25年 6月28日
〃	平成29年3月17日
〃	平成30年3月23日

### 第1章 会員及び会費

#### (入会)

第1条 入会申込書は、第1号様式による。

2 入会申込書を受けた支部長は、速やかに入会申込書の写しを添えて会長に報告しなければならない。

3 会員及び賛助会員に、それぞれ第2号様式、第3号様式による会員章を交付しなければならない。

4 前項に規定する会員章は、支部長が交付する。

#### (退会)

第2条 退会届は、第4号様式による。

#### (正会員証明書の発行)

第3条 支部長は、第5号様式により正会員証明書の発行申請があったときは、第6号様式により正会員証明書を発行する。

#### (権利の停止及びみなし退会)

第4条 定款第8条に定める会費の納入を督促し、なお納入されなかった場合、納入されなかった年度の翌年度に会費が納入されるまでの間は会員としての権利を停止することができる。なお、権利を停止する場合にあっては、当該会員にその旨通知しなければならない。

2 前項の通知の日が属する年度内に会費の納入がない場合は、その年度において退会したものとみなす。

3 第1項の通知は、支部長からの報告に基づき会長が行う。

#### (入会金及び会費)

第5条 定款第8条に規定する入会金及び会費の額等は、別表第1による。ただし、前年度に「管理建築士講習」を受講した会員の会費の額は、別表第5による。

2 公益財団法人建築技術教育普及センターの実施機関として一般社団法人北海道建築士事務所協会が実施する「建築士定期講習」を前年度に受講した会員の会費の額は、受講した建築士一人当たり2,000円を減じた額とする。ただし、建築士は、建築士法施行規則第19条第2号に基づく「所属建築士名簿」に記載されている者に限る。

### 第2章 会議

#### (会議の種類)

第6条 会議は、定款第13条及び第28条の規定による会議のほか、次の会議とする。

- (1) 会長・副会長会議
- (2) 支部事務局長会議
- (3) 前各号のほか業務運営及び事業実施のため必要な会議

#### (会議の構成及び開催等)

第7条 前条の会議は、次の各項の定めるところにより開催し、会長が召集する。

2 会長・副会長会議は、会長及び副会長で構成し、毎年3回の定例会のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項について審議する。

- (1) 理事会に附議すべき事項
- (2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

3 支部事務局長会議は、各支部の事務局長で構成し、毎年1回のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項を審議する。

- (1) 本部及び支部の事業に関する事項
- (2) 本部及び支部の収支経理に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

4 前各項の会議には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

### 第3章 委員会

#### (委員会の種類及び業務)

第8条 定款第40条に規定する委員会は、次のとおりとし、担当業務は別表第2とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 業務・技術委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 教育・情報委員会
- (5) 指導委員会
- (6) 倫理委員会
- (7) IT委員会

2 委員長は、会長に諮り担当業務に関わる特定業務を専掌する専門委員会等を設けることができる。

#### (委員会の構成)

第9条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名(理事とする。)
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 5名以内(必要あるときは、5名以上委嘱することができる。)

2 各委員会の構成委員(委員長、副委員長を含む。)は、前項第3号の括弧書きを除き、原則として別表第3によるものとする。

#### (委員の職務)

第10条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 会長の承認を得て委員会を開催し、会議の運営に当たる。
- (2) 副委員長 委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。

#### (委員等の旅費)

第11条 委員会に出席した委員には、役員等旅費規程を適用する。

2 委員以外の会員及び会員以外の者が委員会に出席したときの旅費は、委員長と協議して会長が定める。

### 第4章 支部

#### (名称及び所管区域)

第12条 支部の名称及び所管区域は、別表第4による。

#### (総会、理事会)

第13条 総会及び理事会は、定款第4章及び第6章に準拠して開催するものとする。

2 前項の準拠規定において、定款第4章及び第6章の各条文中「定款」及び「会長」を「支部規約」及び「支部長」にそれぞれ読み替える。

#### (役員)

第14条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

#### (委員会の設置)

第15条 支部に会務運営並びに事業遂行のため、必要な委員会を設置する。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会で決める。

3 第1項の委員会の種類及び担当業務は、第8条の規定に準拠するものとし、これにより難しいときは、支部の実情に応じ原則として2以上の委員会を設ける。

#### (事務局)

第16条 支部に定款第45条に準拠して事務局を置く。

#### (報告)

第17条 定款第44条第4号に規定する会長が必要と認める事項は、次のものとする。

- (1) 事務局の所在地
- (2) 事務局長及び事務局職員氏名

#### (本部会費の納入)

第18条 第5条に規定する本部会費は、会員が支部に納入した翌月に本部に納付する。過年度収入についても同様に扱うこととする。

#### (支部規約の設定)

第19条 定款及びこの規則に定めるもののほか必要な事項は、支部総会又は理事会の議決を得て支部長が定める。

#### (会計年度)

第20条 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

### 附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成23年8月4日から適用する。

附 則  
この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則  
この規則は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

附 則  
この規則は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則  
この規則は、平成29年3月17日から施行する。  
なお、会員及び会員事務所に所属する建築士が、平成28年度に公益財団法人建築技術教育普及センターの実施機関として一般社団法人北海道建築士事務所協会が実施する「建築士定期講習」を受講した場合にあっては、平成29年度の会費額から当該講習を受講した建築士一人当たり2,000円を減じることができる。

附 則  
この規則は、平成30年3月23日から施行する。

第1号様式

一般社団法人北海道建築士事務所協会 入会申込書

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

本協会の趣旨に賛同し、入会金、会費及び建築士法第23条による建築士事務所登録を証する書類の写しを添えて入会を申込みます。

平成 年 月 日

(ふりがな)			
事務所の名称			
(ふりがな)			
代表者職氏名			印
事務所所在地	〒		
	TEL ( )	FAX ( )	
	E-mail :		
	ホームページ :		
	※協会のホームページへの掲載について承諾の有無を○で記して下さい。 E-mail : 承諾する・承諾しない ホームページ : 承諾する・承諾しない		
管理建築士	氏名		
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
構 成 員	1級 名	2級 名	木造 名

※協会から最新情報を随時提供いたしますので、E-mailアドレスの記入をお願いします。

※ 紹介者

会 員 氏 名	
事務所の名称	

※ 協会受付欄 (記入しないでください)

入 会 金	10,000円	受 付 印
ラ ン ク	A ・ B ・ C ・ D ・ E	
会 費	円	
計	円	

第2号様式



第3号様式



第4号様式

一般社団法人北海道建築士事務所協会 退 会 届

この度次の理由により退会いたしますので未納金及び会員章を添えて届出します。

退会理由

事務所所在地

事務所の名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

第5号様式

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者

印

正 会 員 証 明 書 発 行 申 請 書

次のとおり、一般社団法人北海道建築士事務所協会の正会員であることを証明願います。

記

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
建築士事務所の開設者	
建築士事務所登録年月日	年 月 日
建築士事務所登録番号	( ) 北海道知事登録 ( ) 第 号
証 明 書 の 数	通

第6号様式

正 会 員 証 明 書

次のとおり、一般社団法人北海道建築士事務所協会の正会員であることを証明します。

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建築士事務所協会  
会長

印

記

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
建築士事務所の開設者	
建築士事務所登録年月日	年 月 日
建築士事務所登録番号	( ) 北海道知事登録 ( ) 第 号

## 別表第1

## 入 会 金 ・ 会 費

(単位：円)

区 分	金 額	本 部	支 部	摘 要	
入 会 金	10,000	—	10,000		
正 会 員	A	80,000	47,000	33,000	年度途中の入会者の会費は月割とする。 なお、本部会費については、入会した月の翌月から入会したものとみなす。
	B	60,000	35,200	24,800	
	C	40,000	23,500	16,500	
	D	30,000	17,600	12,400	
	E	25,000	14,600	10,400	
賛 助 会 員		—		各支部で決定	

ラ ン ク	区 分	摘 要
	一級建築士事務所	
A	構成員 一級建築士 5名以上	
B	” ” 3名及び4名	
C	” ” 1名及び2名	
	二級建築士事務所	
D	構成員 二級建築士 2名以上	
E	” ” 1名	
”	木造建築士事務所	

## 別表第5

## 「管理建築士講習」受講した会員の会費

(単位：円)

区 分	金 額	本 部	支 部	摘 要	
正 会 員	A	75,000	42,000	33,000	
	B	55,000	30,200	24,800	
	C	35,000	18,500	16,500	
	D	25,000	12,600	12,400	
	E	20,000	9,600	10,400	

備考 会員が、前年度に「管理建築士講習」を受講した場合において、当該年度に限り、この表を適用する。  
なお、当該年度に新たに会員となった会員には、適用しない。



## 委 員 会 業 務

委 員 会	業 務
総務委員会	1 協会事業の総合調整に関する事 2 会員の増強に関する事 3 定款、諸規程及び財務、会計に関する事 4 会議、行事等の企画運営に関する事 5 本部、支部の組織及び連絡調整に関する事 6 本部事務局の運営に関する事 7 会員の賞罰、慶弔に関する事（倫理委員会に属する事項を除く。） 8 会員の福利厚生に関する事 9 日事連及び北海道・東北ブロック協議会に関する事 10 官公庁、関係団体等で組織する委員会、協議会等の構成員に関する事 11 官公庁、関係団体等が組織する委員会、協議会等の委員等の推薦に関する事 12 他の委員会に属さない事項に関する事
業務・技術委員会	1 建築設計工事監理等の業務及び技術に関する事 2 建築士事務所の経営管理に関する事 3 建築士事務所の業務報酬に関する事 4 建築物の耐震診断等に関する事 5 建築設計競技に関する事 6 建築士事務所の登録業務等に関する事 7 建築基準法第12条に基づく定期報告業務に関する事 8 建築士法第23条の6に基づく設計等の業務報告に関する事 9 住宅金融支援機構適合証明技術者の登録等に関する事 10 既存住宅状況調査技術者に関する事 11 災害時における技術的支援に関する事 12 建築士事務所賠償責任保険制度の推進に関する事 13 他の委員会に属さない業務・技術に関する事
広報委員会	1 一般消費者及び会員等に対する広報に関する事 2 教育機関・関係諸団体への広報活動に関する事 3 各種媒体を通じた広報活動について 4 建築士事務所キャンペーンに関する事 5 会員名簿の調製及び会誌等の発刊に関する事 6 官公庁への建議等に関する事 7 内外の関係諸団体との交流に関する事
教育・情報委員会	1 会員等に対する教育、情報提供に関する事 2 会員の業務に関わる法令に関する事 3 管理建築士講習及び建築士定期講習に関する事 4 建築士事務所の開設者に対する業務運営に関する研修及び所属建築士に対する設計等の業務に関する研修等に関する事
指導委員会	1 建築士事務所の業務に関わる建築士事務所の開設者に対する指導、勧告等の業務に関する事 2 建築士事務所の業務に対する建築主等からの苦情の解決に関する事 3 消費者からの建築に関わる相談調査等に関する事 4 建築相談調査会の運営に関する事 5 消費者等関係団体との連携に関する事 6 係争に関わる鑑定に関する事
IT委員会	1 情報セキュリティに関する事 2 ホームページの企画・運営に関する事 3 新たな技術革新（IT化）への対応に関する事
青年委員会	1 建築士事務所の交流活性化に向けた企画・運営に関する事 2 建築士のプロフェッション（職能）向上への取組に関する事 3 未来に向けた建築士事務所のあり方と活動に関する事
倫理委員会	1 会員の懲戒に関する事

別表第3

各 委 員 会 の 構 成 委 員

地 域 名	地 域 内 支 部 名	各 委 員 会 構 成 委 員 数
道 央	札幌、後志、小樽、空知	4名
道 南	函館、桧山、室蘭、苫小牧、日高	1名
道 北	旭川、名寄、留萌、宗谷	1名
道 東	十勝、釧路、根室	1名
オホーツク	網走、北見、紋別	1名

注) この表は、規則第8条各号の委員会ごと（原則として）に地域から選出する委員数である。

倫 理 委 員 会 構 成 委 員

構成委員は5名とし、会長が指名する副会長3名、当該地域の支部長1名、弁護士等の外部委員1名とする。

別表第4

支 部 名	総合振興局 及び振興局名	所 管 区 域		
		地 域 名	市町村数	市 町 村 名
札 幌	石狩振興局	石狩地域の全部	8	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
函 館	渡島総合振興局	渡島地域の全部	11	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜 山	檜山振興局	檜山地域の全部	7	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後 志	後志総合振興局	後志地域の一部	19	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小 樽	後志総合振興局	後志地域の一部	1	小樽市
空 知	空知総合振興局	空知地域の全部	24	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、
旭 川	上川総合振興局	上川地域の一部	16	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名 寄	上川総合振興局	上川地域の一部	7	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留 萌	留萌振興局	留萌地域の全部	8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗 谷	宗谷総合振興局	宗谷地域の全部	10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網 走	ホクツ総合振興局	網走地域の一部	7	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、大空町
北 見	ホクツ総合振興局	網走地域の一部	4	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋 別	ホクツ総合振興局	網走地域の一部	7	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室 蘭	胆振総合振興局	胆振地域の一部	6	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫 小 牧	胆振総合振興局	胆振地域の一部	5	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日 高	日高振興局	日高地域の全部	7	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
十 勝	十勝総合振興局	十勝地域の全部	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	釧路総合振興局	釧路地域の全部	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根 室	根室振興局	根室地域の全部	5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
19支部			179	